

第 10 回理事会議事録

平成 26 年 2 月 28 日

公益財団法人 中国残留孤児援護基金

公益財団法人 中国残留孤児援護基金

第 10 回理事会議事録

1. 招集年月日 平成 25 年 11 月 26 日（火）
2. 開催場所 「日本環境衛生センター東京談話室」
東京都港区虎の門 1-5-8 オフィス虎の門 1 ビル 9 階
3. 開催日時 平成 26 年 2 月 28 日（金） 午後 3 時
4. 理事現在数 4 名
5. 出席理事数 4 名
(出席者) 多田 宏、小林 悅夫、鎌田 ケイ子、鶴 精三
(監事出席) 金田 充男、高橋 忠夫

6. 概要

事務局から理事現在数 4 名中、出席者は 4 名であり、定足数である理事現在数の過半数以上に達した旨報告。

議案の審議前に、当財団元理事であった板山賢治氏が昨年 9 月に、元評議員の千野誠治氏が今年 1 月にご逝去されたことを報告し、故人を悼み黙祷を捧げた。

その後、多田代表理事（以下「理事長」という。）が開会の挨拶を行い、定款第 37 条に基づき理事長である多田氏が議長となり、議案の審議に入った。

議事録署名人は、定款第 45 条に基づき、多田理事長、金田監事、高橋監事とする。

7. 議案等

(1) 第 1 号議案

「平成 26 年度事業計画書及び予算書」の件

(2) 第 2 号議案

「組織規程の改正」の件

(3) 第 3 号議案

「顧問の報酬並びに費用に関する規程の支給基準及び顧問選任」の件

(4) 第 4 号議案

「第 6 回臨時評議員会開催に伴う評議員の招集」の件

(5) 報告事項等

① 「職務執行状況報告（理事長）」の件

② 「職務執行状況報告（常務理事）」の件

◎ 第1号議案 「平成26年度事業計画書及び予算書」の件

議案書に従い事務局から以下のとおり説明した。

(1) この事業計画書及び予算書は、公益財団法人移行後の第4事業年度の事業計画書及び予算書であり、事業期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日迄となること。

(2) 平成26年度の基本方針として次の三つを掲げた。

- ① 帰国者高齢化時代に対応して事業の転換を具体的に図ること（訪問介護事業所の開設準備）。
- ② 前年度に引き続き、情報の管理体制強化を進める。
- ③ 前年度に引き続き、財政均衡に努めること。

基本方針の①については、従来事業の必要性と相応しい事業規模について精査を進め、必要に応じて26年度から事業の縮小・廃止・転換等を行い今後3年間で調整を完了したいこと。同②については、ヘルパー資格取得者及び要介護帰国者等の介護に関わる情報の収集・活用の面を強化したいこと。同③について、25年度中の寄附金収入は芳しくないが、基本財産等の運用収入は、経済環境の好転及び「基本財産等の運用方針及び有価証券取扱規程」の改正による弾力的運用で大幅に改善され、25年度の事業安定化準備資産の取崩しをしないで済む可能性について説明を行ったが、26年度から職員給与水準の2%削減をやめて元に戻すこと及び新規事業の実施による費用増を考慮し、場合よっては「事業安定化準備資産」を最大で2千万円取り崩すことの承認を求めた。

(3) 議案のとおりの事業計画とすること。老後支援事業に力を注ぐためには財源の安定化が必要であり、基本財産10億円（旧扶養会計事業の財源）の運用益を老後支援事業に使用できるように財務当局と現在協議中であるが、結論が出るまでに時間がかかる見込であること。介護サービス事業所を始めるには東京都に介護サービス事業者としての指定を受ける必要があること。訪問介護サービス事業を行うには定款に新事業として定める必要があり、「定款の変更」の承認をいただくために、3月に臨時評議員会を開催すること。ホームヘルパー養成及び介護資格取得支援事業の援助額を受講料の3割から8割（上限額あり）への引き上げ及び国家試験等受験料も援助対象とすること。中国残留邦人等支援団体が実施する事業に対する助成事業を、平成28年度まで段階的に事業規模及び内容を見直すこと。帰国者介護の状況を見ると、帰国者を主な対象とした介護サービス事業所がない、或いは足りないことから近く大きな問題となることが考えられ、帰国者向け介護サービス事業所の立ち上げができる範囲で積極的に促進する必要があるこ

とから、介護事業基盤整備援助の事業立ち上げ援助1件当たりの援助額を下げても、必要とする団体にできるだけ援助ができるような方式に改めること。中国語で意思疎通できる介護サービスを望む帰国者の声が圧倒的に多いことから、援護基金の援助によりヘルパー資格を取得した2、3世の方を、中国語による意思疎通が可能な介護サービスを提供するためのマッチングに取り組むことで、帰国者の介護サービスの障害となっている問題に向かい合うこと。援護基金自ら訪問介護事業所の立ち上げを来年1月頃を目指すこと。

- (4) 議案のとおりの予算書とすること。現在、指定寄附金の運用益の使途が限定されており、「老後支援事業」の経費に充当できない。(指定寄附金の運用益が使用できる事業は、予算書「公1」の(1)扶養費、「公2」の(1)～(4)及び(5)のアの事業のみである。
基本方針の説明の際にも述べたが、事業の遂行に必要な不足する収入を補うために、理事会決議事項である「事業安定化準備資産」の取崩(最大2千万円)を承認願いたいこと。(公益目的事業会計一共通で最大1千万円、公益目的事業会計の「公1・扶養費」及び「公2・就学援助等」で最大1千万円を取崩すること。)

なお、各理事等からの主な質疑・意見等は次のとおり。

質疑1 訪問介護事業所の立ち上げは必要な取り組みと思うが、ニーズと介護サービスを提供する側の地域性の問題はたいへん大きいように思える。帰国者のニーズとサービス提供側がうまくマッチングするか気になる。事業所もたくさん存在し競争が激しくてうまくいかない所もあると聞いている。

(事務局の応答)

訪問介護事業では収益を上げることを考えていないが、事業継続のために赤字が膨大とならないよう運営する必要があると考える。帰国者の介護問題は東京だけで解決すればよい問題ではなく、全国的に中国語でのサービスがないとストレスが貯まりうまくいかないとの声が多く、中国語ができるヘルパーをうまくあてがうことが重要で、現在マッチングがうまくいくっていないが、これをどう工夫して行うかが課題であり、実際に取り組まないとどんな問題が出てくるかもわからない。マッチングに取り組むことを一般の事業者には求められず、難しいが援護基金が行うしかないこと。マッチングに取り組む過程で身につけたノウハウ及び関連情報の他の地域への提供ができるようにしたいと考えている旨を事務局が回答。

質疑2 介護事業基盤整備援助を受けている団体は、都内での介護事業所開設に手を上げているのか。また、援護基金では訪問介護事業のために開設準備プロジェクトを行っているのか。

(事務局の応答)

基盤整備援助を受けていない団体から、都内に限らずデイサービス等の幾つかの打診はあり既に立ち上げている所もある。開設準備については、26年度に専任担当者をつけて準備作業を行い、来年1月の開設を目指すこととしている。

意見1 介護保険にはいろいろなサービスの形態があり、対象者を施設に集める特養のような事業運営の面で効率的なものと、同じ地域内でもばらばらに居住している対象者を訪問するヘルパー派遣などがあるが、例えば北海道のようにヘルパーが1件訪問するまでに半日かかったりする場合もあり効率が悪く、帰国者が集中して居住していない地域だと運営が難しいので、初めは介護保険に限定しないで、ヘルパーの派遣事業的試みをやってみるのも一つの方法と思う。

意見2 厚労省と国交省が共同で行っている事業に、サービス付高齢者住宅があり、国から補助金が出ている。住宅に介護サービスが付いている形態で、一人で住んでることに不安な方がそうした住宅に移っている。サービス付高齢者住宅であれば、要介護帰国者の多い場所に作ってみる方法もあり、モデル的にやった方がよいように思う。

意見3 本来国がやるべき事業、収益が上がらないといへんな介護事業を援護基金が行うとしているのは凄いことと思う。

意見4 ヘルパー派遣事業をするのであれば、帰国者をある程度集めるというか、点在して住んでいる人を要介護状態になったら近くに集める。帰国者が集中している地域に10人くらい入れる拠点を作れば、デイサービスがあり、ヘルパーさんがいるので人が集まってくるのではないか。

これらの意見に対して、事務局より、現在、介護関係アンケートを分析中であり、ニーズを整理し、援護基金の力にも限りがあるので持てる力の範囲内でどのようなことができるのか対応できることを見極め、鎌田理事のお話を念頭に置いて、アンケート結果が出たら個別にご意見を伺いつつ進めていきたい旨述べた。

以上、第1号議案について議長が諮ったところ事務局提案どおり全会一致で承認された。

◎ 第2号議案 「組織規程の改正」の件

議案書に従い事務局から以下のとおり説明した。

- (1) 平成25年度から中国帰国者支援・交流センターの相談事業が拡充されたことに伴い、「組織規程」第7条(業務調査課の事務)「(6) 孤児等の生活相談、指導に関すること。」に「本部事務局業務に関する限り」を加えて本部事務局取扱いの相談業務を限定すること。また、平成25年度に試験的に実施した介護情報提供事業の2年目の実施を前に、同第9条(教務課の事務)に「(11) 介護情報提供事業に関すること。」を追加して、担当部署を定めたいこと。

以上、第2号議案について議長が諮ったところ事務局提案どおり全会一致で承認された。

◎ 第3号議案 「顧問の報酬並びに費用に関する支給基準の改正及び顧問選任」の件

議案書に従い事務局から以下のとおり説明した。

- (1) 顧問の報酬並びに費用に関する支給基準の改正のこと。

財政状況の好転等により同基準第3条第5項に定めのある所定勤務日数(1月、8日間)を超える場合の1日当たりの加算額を、平成26年4月1日付で8千円から1万円に改正する。

- (2) 「定款」第36条第3項の規定に基づく理事会決議事項である当財団顧問の選任について、次のとおりとすること。

選任：竹之下和雄

任期：平成26年4月1日から平成27年3月31日

報酬月額：顧6号 200,000円

以上、第3号議案について議長が諮ったところ事務局提案どおり全会一致で承認された。

◎ 第4号議案 「第6回臨時評議員会開催に伴う評議員の招集」の件

議案書に従い事務局から以下のとおり説明した。

「定款」第22条の規定により、評議員会は理事会の決議に基づき理事長が招集することになるが、次の議案を諮るために平成26年3月10日付、評議員を招集したい。

1. 「定款変更」の件

2. 「評議員及び役員の報酬並びに費用に関する支給基準(平成26年4月1日改

正」の件

以上、第4号議案について議長が諮ったところ事務局提案どおり全会一致で承認された。

◎報告事項等

(1) 職務執行状況報告（第7回理事会（平成25年6月5日）以降）

多田理事長から次の職務執行状況報告があった。

概ね毎週一回、本部事務所にて常務理事（事務局長）、顧問等から報告を受け必要事項について決裁を行った。

主な職務執行については、次のとおり。

- ① 理事会、評議員会の資料、議事録等の決裁と署名及び関係当局への届出に伴う諸処の決裁。
- ② 団体助成委員会関係資料の決裁及び出席。
- ③ 内部検討会議で援護基金の今後の方針を検討。
- ④ 満期償還となった保有債券の後継債券の購入。
- ⑤ 今年度第3回集団一時帰国及び中国政府担当官来日の歓迎会出席。
- ⑥ 個人情報保護方針を改正して、個人情報取扱方針を追加。
- ⑦ 不動産寄贈の受入れ及び所有権移転登記の実施。

以下の件について、小林常務理事から報告があった。

(2) 不動産寄附の受入について

中野区在住の山野井邦子氏から不動産の寄贈について申し出があり、これを受入れて平成26年1月30日付で所有権移転の登記手続を完了している。この他にも那須高原の土地の寄贈の話もあったが、こちらは受入に至らずに終わった。

(3) 指定寄附金運用益の使途拡大について

指定寄附金運用益の使途拡大について、内閣府及び厚労省を通じて財務省と協議中であること。

(4) 内部検討会について

平成23年5月に「援護基金今後のあり方検討委員会」の報告が出され、大きな方針が打ち出されていたが、どう具体化するかについてははっきりしていない状態だった。平成25年7月22日及び11月18日に各事業の今後のあり方を検討する「内部検討会」を開き、平成26年度以降3年間の方針として、A「実質的に終了を見込む事業」、B「大きな転換を図る事業」、C「数年内に大きな変化を考えない事業」の3種に各事業を仕分けして事

業の見直しを図った。

A 「実質的に終了を見込む事業」

- 1 中国残留日本人孤児の養父母等に対する扶養費支払事業
- 2 養父母お見舞い訪中援助事業
- 3 中国・サハリン残留日本人国籍取得支援事業
- 4 意思疎通生活相談・援助事業

B 「大きな転換を図る事業」

- 1 中国残留邦人等支援団体が実施する事業に対する助成事業（規模の大幅縮小を図る）
- 2 中国残留邦人等に対する生活状況調査及び援助事業（事業内容の大幅変更を図る）
- 3 中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業（事業内容の大幅変更を図る）
- 4 中国帰国者の老後支援事業（事業内容の大幅変更を図る）
- 5 中国帰国者定着促進センター運営事業（委託事業・事業内容の大幅変更を図る）
- 6 中国帰国者支援・交流センター運営事業（委託事業・事業内容の大幅変更を図る）

C 「数年内に大きな変化を考えない事業」

- 1 中国に残る中国残留邦人等の集団一時帰国事業
- 2 中国帰国者支援・交流センター等就学教材費援助事業
- 3 中国残留邦人等とその家族のための日本語教材等の開発及び出版事業

（5）介護資格取得支援者へのアンケート及び帰国者の介護状況の調査の実施概要について

援護基金では、昨年11月、12月に相次いで二つのアンケートを実施した。一つは「介護関連活動状況調査」で、これは援護基金がヘルパー資格取得援助を行った帰国者（主に二世三世）を対象に、資格取得後介護関係の仕事をしているか、その仕事の状況及び収入等条件面を尋ねた。また介護の仕事に就いていない人の場合、その理由等を聞き、今後援護基金の人材データに登録してよいかを尋ねた。

もう一つのアンケートは、孤児本人・配偶者と婦人本人・配偶者を対象とした「介護状況調査」で、援護基金の機関紙に同封して実施し、ご本人の身辺自立度を含む健康状態、要介護認定調査を受けたか否か、受けた場合その結果（要介護度等）はどうか、今公的な介護サービスを受けているのかその有無、受けている場合のサービス内容と満足度について、受け

いない場合はその理由等を尋ねた。

6月の理事会、評議員会までにはアンケート結果を取りまとめて報告できるようにしたい。

以上をもって第10回理事会の議案全部の審議を終了したので、議長は閉会を宣し解散した。（閉会時間：午後4時39分）

上記の議事録が正確であることを証するため、出席した理事長及び監事は記名押印する。

平成26年3月20日

公益財団法人 中国残留孤児援護基金

理 事 長

多 田

監 事

金 田 充

監 事

高 橋 忠 夫